

# 平成18年度事業計画書

社団法人瀬戸内海環境保全協会

## 今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、瀬戸内海の環境保全に資するため、次の方針のもと積極的に事業を展開することとしている。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への支援をする。

平成18年度においては、これらの方針を踏まえながら、協会が果たすべき役割を明確にし、環境省の指導のもと、瀬戸内海環境保全知事・市長会議をはじめ瀬戸内海の各主体と有機的連携を図り、①連携と参加によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

## I 一般事項

### 1. 会議等の開催

#### (1) 通常総会

- ・ 時期：平成18年5月24日
- ・ 内容：平成17年度事業報告及び収支決算、平成18年度会費、平成18年度事業計画及び収支予算等の審議

#### (2) 理事会

- ・ 時期：年3回（平成18年5月、平成18年11月、平成19年3月）
- ・ 内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (3) 専門委員会等

##### ① 企画委員会

年3回

平成18年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策の検討及び平成19年度事業の検討・企画を行う。

##### ② 調査委員会

年1回

調査事業の推進にあたって企画調整を行う。

##### ③ 編集委員会

年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、内容の検討を行う。

④賛助会員事業部会

年2回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4)参事・事務局長並びに担当課長会議

年1回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、事業活性化のため、会員相互の情報交換等を行う。

## 2. 専門委員の委嘱

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

## II 事業

### 1. 普及活動及び活動支援事業

(1)平成18年度(第34回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開(18.6.1～6.30)

平成17年度に公募し、選定された最優秀作品を平成18年度瀬戸内海環境保全月間ポスターとして作成、関係機関に配付し、瀬戸内海環境保全月間に掲出する。

(2)平成19年度瀬戸内海環境保全月間ポスターの公募

19年度瀬戸内海環境保全月間に向けて、環境省、瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携してポスターの原画を募集する。

(3)瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の実施

平成18年度の瀬戸内海環境保全普及活動推進事業を次により実施する。

①事業の推進方針

地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全への理解と活動への参加の推進を図るための事業を展開する。

②事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全セミナーの実施

環境保全活動を推進するため、環境保全意識の高揚及び人材育成、情報発信等を目的として瀬戸内海環境保全セミナーを開催する。

・テーマ：未定

・対象：行政、関係団体、環境NGO/NPO、一般住民

・場所：1カ所(四国ブロック)

イ 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施

瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム(協会会員団体職員を対象にした研修会)を次の内容で行う。

- ・場 所：未 定
- ・時 期：7月から9月の間の3日間
- ・対 象：協会会員団体所属の瀬戸内海環境保全担当者
- ・定 員：25名程度
- ・内 容：講義及び現地研修・討議

ウ 地区別普及活動推進事業の実施

瀬戸内海沿岸域自治体が主体となって地区別に学校等と協力し、環境教育・環境学習の観点から、子ども達（小・中学生）が実地に自然を観察しながら海辺や水辺の自然について理解を深めることができるよう、次の体験的学習を実施する。併せて、協会直轄事業として海辺の観察事業等を実施する。

- ・海辺、水辺教室等の実施
- ・子どもたちを対象とした体験的学習等の実施
- ・自然観察会等の実施
- ・ボランティア等の人材育成事業の実施

エ 瀬戸内海環境保全活動テキストの配布

瀬戸内海環境保全活動テキスト「瀬戸内海とわたしたちー森～川～海から人・くらし・いきものを考えようー」を印刷（毎年改訂）・配布し普及啓発を行う。

(4)瀬戸内海の環境保全に関する各団体合同研修会の開催

瀬戸内海の環境保全に関する環境衛生団体等との合同研修会を開催する。

(5)瀬戸内海の環境保全に関する賛助会員等研修会の開催

賛助会員事業部会等において、正会員他各団体との連携を視野においた研修会を企画し開催する。

(6)瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開

沿岸域住民の瀬戸内海に対する理解や関心を深め、自主的な取り組みを推進するための契機となるよう平成11年度から実施しているスナメリ発見情報プロジェクトを引き続き展開するとともに、公募したスナメリのマスコットイラスト及び愛称「ほのぼのん」を広く活用し、瀬戸内海の環境保全活動を行う。

(7)瀬戸内海再生に向けた取組みの展開（新）

瀬戸内海の生物多様性の確保、水産資源の回復、美しい自然とふれあう機会の提供等の瀬戸内海再生のための施策の推進が総合的、計画的に図られるよう、瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携した取組みを進める。

- ①瀬戸内海再生の啓発用リーフレットの作成、配布
- ②瀬戸内海再生のための署名活動等の展開

(8) (社) 瀬戸内海環境保全協会設立30周年記念事業の実施

平成18年度が、当協会設立30周年の節目の年に当たることから、これを契機に瀬戸内海の環境保全への理解を深めるための記念事業を実施する。

- ①せとうち風景フォトコンテストの実施
- ②せとうち風景写真集等の作成
- ③記念講演会の開催（平成18年11月予定）

(9) 瀬戸内海における浜辺の自然・文化・歴史教室の開催（新）

（福武学術文化振興財団助成事業）

瀬戸内海の2カ所の海岸で小・中学生とその親を対象に、その海岸の生物分布・特徴を調べると同時に、地域の持つ自然・文化・歴史特性を総合的に学び、瀬戸内海の環境保全の大切さを理解することを目的とした教室を開催する。

(10) その他

①環境イベントへの参加

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

②会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業への後援・協力

③環境NGO/NPOとの連携・支援

瀬戸内海における自然環境等の保全に努める環境NGO/NPOとの連携・支援を行う。

## 2. 指導・助成

各種環境保全活動事業に対する助成

中核市、漁業団体、環境衛生団体が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。

## 3. 情報収集・発信事業

(1) 瀬戸内海研究・環境等情報ネットワークシステム（「せとうちネット」）の管理・運営

瀬戸内海に関する水質等環境情報や社会経済、文化・歴史等情報、各種調査研究成果等多様な情報の提供を目的として平成10年度に構築した「せとうちネット」の的確な管理・運営に努めるとともに、環境省の委託等により情報、データの追加・更新を行う。このことにより効率的な研究の実施、研究のレベルアップ、総合的な知見を必要とする共同研究の推進、環境保全活動に不可欠な住民参加の促進に寄与する。

(2) 総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を次のとおり発行する。

- ・発行回数：年4回

- ・配布先：会員団体、賛助会員、年間購読者等
- (3)資料集「瀬戸内海の環境保全－平成18年度版－」の発行及び配布  
瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全－平成18年度版－」を発行配布する。
- (4)協会ホームページの充実  
当協会の活動紹介及び環境情報等の発信に努める。

#### 4. 調査・研究事業

- (1)瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査（新）  
(環境省より請負 平成18年度～)  
水質総量規制等による負荷量の削減だけでは水質の改善が困難であり、未だに赤潮や貧酸素水塊の発生が見られることから、これらのメカニズムを明らかにし、環境保全に向けた効果的な対策を検討する必要がある。  
昨年度まで実施してきた瀬戸内海環境情報基本調査で採取し、各公害研究機関で分担・保管している底泥の表層試料及びコア試料（サンプルバンク試料）は、過去からの環境の変遷を知る上で貴重な試料である。平成18年度からは、これらの試料を分析することにより、瀬戸内海における底質環境の変化、有機汚濁物質と生物生息環境の長期的変化等を把握し、新たな環境保全の目標等について検討を行う。
- (2)海洋ごみ対策の確立に向けた情報支援システムの構築に関する研究（新）  
(独立行政法人産業技術総合研究所より受託 平成18年度～)  
海岸漂着ごみによる景観の劣化、プラスチックごみの破片化による海洋汚染、生態系への悪影響等、海洋ごみ問題は深刻な状況にあり、早急に取り組むべき環境問題である。  
このため、環境省の地球環境保全等試験研究費を受け、漂流・漂着予測モデルの構築、GISによる空間解析によるごみの動態と総量の把握、漂着・浮遊ごみのモニタリング調査、既存資料・情報の収集を行い、瀬戸内海での海洋ごみ対策の確立に向けて、（独）産業技術総合研究所、鹿児島大学、国土環境（株）と共同研究を行う。  
当協会では、瀬戸内海各地域の特徴を整理するため、海洋ごみに関する市民活動情報及び海洋ごみによる社会・経済・生態的（海洋生物等）影響事例をアンケート等の実施により、情報を収集・整理する。

#### 5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

- 瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。
- (1)瀬戸内海研究会議事務局  
瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

(2) 「瀬戸内海研究フォーラムin広島」の開催等に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が開催する「瀬戸内海研究フォーラムin広島」の開催（平成18年8月31～9月1日予定）等に対し、支援・協力をを行う。

6. 国際的な活動への参加と協力

(財) 国際エメックスセンターが主催する第7回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS7）において、瀬戸内海の環境保全の取組みについて、発表及び広報等を行う。

フランス バス・ノルマンディ地域圏カルバドス県カーン市（平成18年5月9～12日）

7. その他関連事業

(1) 国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

(2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。